（前のページより続き）

〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二）　八〇
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成六年人事院公示第十四号の一部改正に関し、決定した件（同三）　八一
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（令和四年度令和四年十二月分）（財務省）　八一
〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等、適格機関投資家、基本測量関係事項関係　八四
裁判所
破産、再生関係　八六
特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人医薬品医療機器総合機構、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記関係　一〇三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　一〇六
会社その他
会社決算公告　一〇七

省　令

○文部科学省令第五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十八条及び第百四十二条の規定に基づき、専修学校設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月二十八日

文部科学大臣　永岡　桂子

専修学校設置基準の一部を改正する省令

専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（通信制の学科における授業の方法等） **第三十条**　通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、又はその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供し、主としてこれらにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）と対面授業との併用により行うものとする。 2・3　［略］ （昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数） **第三十九条**　［略］ 2　前項の教員の数の半数以上は、基幹教員（本務として当該専修学校における教育に従事する教員（専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この条及び次条第四項において同じ。）又は一の分野に属する一若しくは二以上の学科の教育課程に係る授業科目を一年につき八単位以上担当する教員をいう。以下この条及び次条において同じ。）でなければならない。ただし、当該基幹教員の数は、三人を下回ることができない。 3　前項の規定により置かなければならない基幹教員の数（以下この条において「必要基幹教員数」という。）の四分の三以上は、本務として当該専修学校における教育に従事する教員とする。	（通信制の学科における授業の方法等） **第三十条**　通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれらにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）と対面授業との併用により行うものとする。 2・3　［同上］ （昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数） **第三十九条**　［同上］ 2　前項の教員の数の半数以上は、専任の教員（専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。）でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は、三人を下ることができない。 ［項を加える。］